

決済した。

原告は、平成24年11月7日、白金について1枚の買いを建てた。

平成24年11月8日、魚野は、白金が下がるかもしれないとして、白金について、売りを建てることを勧めた。原告は、売りと買いを建てたら保険になると聞いて、白金について16枚の売りを建てる両建をして、白金について、売建玉を16枚、買建玉を16枚有することとなった。原告は、同日、両建指示書と題する書面に「両建のメリット デメリットは理解しています」と記載した（乙36）。

原告は、平成24年11月9日、金について様子をみるとして、8月限の金について7枚の買いを建てる両建を行い、金について、売建玉を7枚、買建玉を7枚有することになった。これ以降の金の取引には、後記(18)のような取引がある。また、原告は、同日、前日に建てた白金の売建玉16枚を全て決済して、買建玉（16枚）のみを有することとなった。

(11) 白金について、原告は、平成24年11月12日、12枚の買いを建て、同月16日、28枚の買建玉を決済し、同月19日、28枚の買いを建て、同月21日には、9枚の買建玉を決済した。また同月29日には、2枚の買建玉を決済し、その1分後の注文により、2枚の買いを建てた。その後、同年12月11日に2枚の買いを建てて、同月14日にこれをいずれも決済し、平成25年1月9日に15枚の買いを建てて、同月11日にこれをいずれも決済するなどの取引をした。

(12) 平成25年1月中旬以降に入り、白金の値段は大きく上がり、同年2月の初めまで、上昇する日が多かった（乙33の1）。

原告は、平成25年1月15日、白金について、15枚の買いを建てた。これにより、原告は、売建玉を0枚、買建玉を28枚有することとなった。その後の白金の取引には、後記(19)のような取引があり、同年1月31日には、原告の買建玉は40枚（売建玉0枚）となった。

魚野は、平成25年1月31日、原告を訪問し、残高照合通知書を示して取引の内容の確認を行った。原告の白金の先物取引の値洗い益は、646万9000円になっていた（乙39の4）。証拠金（約200万円）や倉荷証券（約158万円）を併せ、原告は、先物取引の口座に約1000万円を有していると認識した。

魚野は、同日までに、原告に対し、原告が取引を開始してから3か月ぐらい経ったこと、白金の値段がまだ上がることを述べるなどして、取引額を大きくすることを勧めていた。

原告は、平成25年1月31日、「申出」と題する被告岡藤宛の書面を記載した（乙54の2）。原告は、同書面において、年明け後の外国為替や貴金属の相場が大きく動き、ここが運用のチャンスと判断し建増しをしたいと考え、投資可能金額を700万円から2000万円に増額したいこと、別紙の資産を保有しているのでこの制度の例外要件を満たしていると思うこと、この件は被告岡藤からの勧誘ではなく自分の判断であること等を記載した。

また、原告は、前同日、「証明書」と題する書面を記載した（乙54の3）。原告は、同書面において、前回過少申告したが原告は生活に支障のない個人の金融資産として、りそな銀行に800万円、JAバンク大阪に600万円、新生銀行に500万円、ゆうちょ銀行に1000万円、野村証券に1400万円（合計4300万円）を有していることを記載した。

ただし、ゆうちょ銀行の1000万円は、原告の妻のものであり、JAバンク大阪の残高は10万円弱であり（甲15の1）、新生銀行の残高は55万円余りであった（甲12の1）。また、野村証券について、持ち株会を通じて取得した の株式8000株（平成25年2月28日に413万円余りで売却）を有していたのみであり（甲13），原告は、その株式が400万円であると原告が魚野に述べたら、魚野は、1000万円を加えて1400万円とするように指示した旨供述する（原告本人14頁）。

被告フ社は、前同日付で、投資可能金額を700万円から2000万円にするという原告からの投資可能金額超過申請を認めた（乙54の1）。

原告は、平成25年1月31日に685万円、同年2月5日に500万円、同月6日に100万円を証拠金として支払った。

(13) 白金の値段は、平成25年2月15日に急落したほか、その後も、同年2月初めより、低い水準で推移した（乙33の1）。

原告は、白金の買建玉を多数有していて、値洗い損失も拡大した。

平成25年2月21日、魚野は、原告に両建てをすることを勧めて、原告は、白金の売りを60枚建てて、白金について売建玉を60枚、買建玉を125枚有することとなった。

(14) 魚野は、平成25年2月25日、残高照合通知書を持参して、原告を訪問した（乙39の5）。同残高照合通知書では、預り証拠金が521万円余り不足となっており、値洗いの損失も902万円余りとなっていた（乙39の5）。

原告は、平成25年2月25日、「申出」と題する書面を記載した（乙55の2）。原告は、同書面において、白金の売建玉が60枚、買建玉が125枚で値洗い損金が868万5000円となり、507万6885円の不足金が発生していること、今回は建玉を維持して今後の値動きによって新たな建玉も検討したいので投資可能金額に余裕を持つためにその総額を2500万円にしたいこと、別紙の金融資産を保有しているのでこの制度の例外要件を満たしていると思うこと、この件は自分の判断による申出であること等を記載した。

また、原告は、平成25年2月25日、「証明書」と題する書面を記載した（乙55の3）。原告は、同書面において、生活に支障のない個人の金融資産として、りそな銀行に800万円、JAバンク大阪に600万円、新生銀行に500万円、ゆうちょ銀行に1000万円、野村証券に400万円を

有していることを記載した。

被告フ社は、平成25年2月25日付けで、投資可能金額を2000万円から2500万円にするという原告からの投資可能金額超過申請を認めた（乙55の1）。

原告は、平成25年2月25日、510万円を被告岡藤に送金した。原告は、魚野から追加の資金を出さないと今まで出した分が無駄になると言われ、妻からの借入れや店の運営資金から上記の送金をした（原告本人15、16頁）。

(15) 魚野は、平成25年2月27日、残高照合通知書（乙39の6）を持参して、原告を訪問した。同通知書では、預り証拠金が259万円余り不足となっており、値洗いの損失も1131万円余りとなっていた。原告は、同残高照合通知書に、「預り証拠金余剰額-2,598,099円を、私の都合により2013年3月5日（火）に入金します。現在の取引に問題なし」と記載した。

(16) 原告は、平成25年3月5日付けで、「申出書」と題する書面を記載した（乙56の2）。原告は、同書面において、白金の売建玉、買建玉を95枚保有していること、値洗損益金がマイナス1144万1500円となり、不足証拠金が発生していること、今後の貴金属市況は上昇傾向と予想しており、相場動向をみて損金の挽回を図り、売玉の手仕舞いと新たな建玉を念頭に取り組むつもりであること、そのために投資可能金額を500万円増額し総額で3000万円と申し出すること、別紙の金融資産を保有しているのでこの制度の例外要件を満たしていると思うこと、この件は自分の判断による申出であること等を記載した。

原告は、平成25年3月6日付けで「証明書」と題する書面を記載した（乙56の3）。原告は、同書面において、生活に支障のない個人の金融資産として、りそな銀行に690万円、JAバンク大阪に600万円、新生銀行に

500万円、ゆうちょ銀行に1000万円を有していることを記載した。

被告フ社は、平成25年3月6日付で、投資可能金額を2500万円から3000万円にするという原告からの投資可能金額超過申請を認めた（乙56の1）。

原告は、平成25年3月13日に110万円、同月18日に95万円、同月25日に70万円を送金した。

(17) 魚野は、平成25年3月25日、残高照合通知書を持参して、原告を訪問した。同残高照合通知書では、預り証拠金が316万円余り不足となっており、値洗いの損失は747万円余りとなっていた。原告は、同残高照合通知書に、「3月22日に発生した不足金4,211,299円を本来なら3/25に入金すべきところ私の都合により3/26に7.1万、3/27に50万、3/28・50万 3/29 110万合計281万円の入金にて対処いたしました。理由としては定期の解約と証券の売却金で対応したいためです。また今後値動により不足金が発生する場合はその都度対処しますのでよろしくお願ひします。」と記載した（乙39の9の1）。

原告は、平成25年3月25日付で、「申出」と題する書面を記載した（乙57の2）。原告は、同書面において、金の売建玉25枚と、白金の買建玉85枚を保有していること、大引けで421万1299円の不足額が発生していること、処分も検討したがしばらく状況を見て判断したいので倉荷証券の売却を含め入金で対処したいと思うこと、投資可能金額の余剰がなく、今後の取引に余裕を持つためにも投資可能金額を500万円増額して総額で3500万円としたいこと、別紙の金融資産を保有しているのでこの制度の例外要件を満たしていると思うこと、この件は自分の判断による申出であること等を記載した。

原告は、平成25年3月25日付で「証明書」と題する書面を記載した（乙57の3）。原告は、同書面において、生活に支障のない個人の金融資

産として、りそな銀行に690万円、JAバンク大阪に600万円、新生銀行に500万円、ゆうちょ銀行に500万円を有していることを記載した。

被告フ社は、平成25年3月25日付けで、投資可能金額を3000万円から3500万円にするという原告からの投資可能金額超過申請を認めた（乙57の1）。

(18) 平成24年11月9日から取引終了までの、原告が被告岡藤に委託した先物取引のうち、金の取引の中には、以下のようなものがあった。

平成24年11月9日、原告は、買いを7枚建てる両建をして、売建玉を7枚、買建玉を7枚有することとなった。同月12日、全ての売建玉（7枚）及び買建玉（7枚）を、ほぼ同じ時刻にほぼ同じ値段（4445円ないし4446円）で全て決済した。同月21日及び22日に、売りを合計10枚建てたが、同月27日、買いを10枚建てる両建をして、売建玉を10枚、買建玉を10枚有することとなった。同月29日に、全ての売建玉（10枚）を決済して、買建玉（10枚）のみを有することとなった。同月30日、売りを10枚建てる両建をして、売建玉を10枚、買建玉を10枚有することとなりたが、同年12月3日には、全ての売建玉（10枚）を決済して、買建玉（10枚）のみを有することとなりた。同月4日には、売りを9枚建てる両建をするなどして、売建玉を9枚、買建玉を9枚有することとなった。同月5日午前には、全ての売建玉（9枚）を決済して、買建玉（9枚）のみを有することとなり、同日午後（取引が午後にされたという場合には、同日の夜間取引でされた場合も含む。以下同じ）には、売りを9枚建てる両建をして、売建玉を9枚、買建玉を9枚有することとなった。同月12日には全ての売建玉（9枚）を決済して買建玉（9枚）のみを有することとなり、同月13日には売りを9枚建てる両建をして、売建玉を9枚、買建玉を9枚有することとなった。同月18日、全ての買建玉（9枚）を決済して売建玉（9枚）のみを有することとなり、同月19日及び20日には、買建玉を9枚建

て、売建玉を9枚決済して、買建玉（9枚）のみを有することとなった。同月25日、売りを9枚建てる両建をして、売建玉を9枚、買建玉を9枚有することとなり、同月28日、全ての買建玉（9枚）を決済し、売建玉（9枚）のみを有することとなった。

その後、平成25年2月15日に売りを20枚建て、同月18日及び19日に売建玉を合計20枚決済し、同月19日には、売建玉、買建玉ともに有しないこととなった。同年3月8日及び11日には、合計25枚の売りを建て、同月12日には、午前に13枚の買いを建てる両建をして、午後にその13枚の買建玉を全て決済し、同月14日には、午前に合計25枚の買いを建てる両建をして、午後にその25枚の買建玉を全て決済した。同月25日には、買いを20枚建てる両建をして、売建玉を25枚、買建玉を20枚有することとなった。その後、同月27日には、前日に建てた10枚の売建玉を全て決済し、同年4月23日には、同年17日に建てた8枚の買建玉を全て決済するなどの取引がされた。同年5月7日に、買建玉を5枚建てる取引がされた後、新たな注文はなく、同年6月17日に、全ての建玉が決済された。

これをみると、金の取引については、平成24年11月9日に両建をして、売建玉、買建玉の双方を有する状態になった後、同年中を通じて、買建玉又は売建玉のいずれかを全て決済することと、両建をすることとを繰り返して行い、それらは、数日のうちにされることが多く、同じ日（同じ日という場合は曆日として同じ日をいう。以下同じ）又は翌日にされることもあった。平成25年に入ると、売り又は買いを建てた上で、同じ日又は数日の間に、建てた建玉を全て決済することが多くあった。

(19) 原告が被告岡藤に委託した先物取引のうち、平成25年1月15日から取引終了まで白金の取引の中には、以下のようなものがあった。

原告は、平成25年1月15日から、同年2月6日まで、買いを建てる取

引を続け、同日には、買建玉を75枚有することになった（売建玉0枚）。その後、買建玉の決済と買いを建てる取引をするなどして、同月14日には買建玉は100枚となった。

前記のとおり、白金の値段は、平成25年2月15日に大きく下がった。

原告は、平成25年2月15日、買建玉20枚を決済し、同月18日に10枚、同月19日に35枚の買いを建てた。

原告は、平成25年2月21日、60枚の売りを建てる両建をして、買建玉を125枚、売建玉を60枚有することとなり、同月26日には、買建玉を30枚決済して35枚の売りを建てて、売建玉を95枚、買建玉を95枚有することとなった。その後は、売建玉を決済し、買いを建てる取引をして、同年3月8日午後、全ての売建玉（13枚）を決済して、買建玉（110枚）のみを有し、売建玉を有しないこととなった。同月12日には午前中に買いを10枚建てるとともに、午後には売りを30枚建てる両建をして、売建玉を30枚、買建玉を115枚有することとなった。その後、売建玉と買建玉を有する状態で、建玉の一部について、買建玉の決済、売りの建て、売建玉の決済などの取引をして、同月21日には、全ての売建玉（40枚）を決済し、買建玉（85枚）のみを有し、売建玉を有しないこととなった。同月25日には、売り75枚を建てる両建をして、売建玉と買建玉の双方を有することとなり、その後、その状態で、売りの建て、売建玉の一部の決済を繰り返し、また、買建玉の決済をした。同年4月5日には、全ての売建玉（15枚）を決済して、買建玉（45枚）のみを有し、売建玉を有しないこととなったが、同月11日は、売り37枚を建てる両建をするなどして、売建玉を37枚、買建玉を37枚を有することとなった。同月16日までには、売建玉を全て決済して、買建玉（40枚）のみを有し、売建玉を有しなくなった。同月17日には売りを35枚建てる両建をして、売建玉と買建玉の双方を有することとなり、その状態が同年5月1日まで続く中、売りの建て、買い

の建て、売建玉の決済、買建玉の決済を続けた。

原告は、後記(20)のとおり、平成25年5月頃から弁護士に相談するようになり、同月8日以降は、新たな取引を行うことをやめ、同年6月17日に、有していた売建玉（16枚）、買建玉（12枚）を全て決済した。

これをみると、平成25年1月15日以降、原告は、同年2月中旬までは、売建玉を有しておらず、買いを建てることと買建玉の決済を繰り返し、同年2月14日には買建玉を100枚（売建玉0枚）有していた。白金の値段が平成25年2月15日に大きく下がったところ、原告は、平成25年2月21日に売りを建てた両建をして、売建玉と買建玉を有することとなった。その後は、保有する売建玉を全て決済することと、新たに売りを建てた両建を何回も繰り返した。保有する全ての売建玉の決済と新たな売りを建てた両建をする間は、短いときは1日であり、その他もいずれも数日間である。

(20) 原告は、平成25年5月頃から、本件取引に関して弁護士に相談するようになり、平成25年6月17日、原告が有していた建玉を全て決済し、被告フ社を仲介業者として、被告岡藤に委託して行った全ての取引を終了させた。

原告は、本件取引において、白金について、売買により609万2000円の損失を被り、委託手数料として923万0730円を支払い、金について、売買により1034万円の損失を被り、委託手数料として571万66660円を支払った。白金と金の取引を併せると、売買により、1643万2000円の損失を被り、1494万7390円の手数料（消費税相当額込みで1569万4139円）を支払った。

原告は、本件取引で支払った金員の内訳について、原告の預金が800万円、原告の妻からの借入れが1300万円、親からの借入れが400万円、持株会を通じて有していた株式の売却代金が400万円、保険の契約者貸付が200万円、経営するコンビニ店からの持ち出しが300万円くらいであると述べる（原告本人3頁）。

(2) 本件取引の期間中、魚野は、ほぼ毎日原告に電話をして、海外金融市場の動きなど相場の材料の話をして、原告に対し、取引の提案をした。原告は、取引の最後の時期を除き、魚野の提案に従い、取引をしていた。魚野の陳述書（乙72）には、魚野が、原告に対して、日本やニューヨークの白金市場、金市場のその日の値動きを伝えていたことが記載されている。

本件取引については、取引の都度、「売買報告書及び売買計算書」（乙37〔各枝番号を含む。〕）が送付され、原告は、その内容に間違いがない旨を記載してこれを被告岡藤に送付していた（乙40〔各枝番号を含む。〕）。ほか、前記のとおり、被告フ社の担当者は、残高照合通知書を原告に持参し、原告は、これを受け取っていた。

2 原告の取引経験、資産状況等について、甲14、原告本人、豊商事株式会社に対する調査嘱託の結果、ローズ・コモディティ株式会社に対する調査嘱託の結果及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、本件取引を始める20年くらい前、友人から誘われて、外国為替証拠金取引の説明会に行き、同取引をしたことがあった。その際は、約半年くらい取引をした。

また、原告は、本件取引の1年位前から、豊商事株式会社（以下「豊商事」という。）において、外国為替証拠金取引を行った。これは、豊商事の従業員が勧誘に来て、それに応じて始めたものであり、利益は少しあったが、その後、従業員の勧誘もなく、取引はしていかなかった。

また、企業に勤務していた時、企業の持株会があり、野村証券に口座を開設して、持株会を通じて、株式を購入していた。持株会を通じての取引とは別に株式の取引をしたことはなかった。

(2) 原告は、平成25年2月6日、豊商事との間で商品先物取引についての契約を締結し、同月7日及び8日に合計333万円を入金し、その後、白金、金についての先物取引を行った。豊商事においては、同年4月16日に最後

の取引がされた。豊商事における商品先物取引で、原告は損失を被った。

豊商事における白金の取引の経過は、別紙建玉分析表3の約定日付、商品名、場所、限月、値段、約定金額、売数、買数、委託玉欄等に記載のとおりであり、金の取引の経過は、別紙建玉分析表4の上記各欄等に記載のとおりである。

白金については、平成25年2月7日に買いを建てた後、同年4月16日の最後の取引まで、買建玉の一部の決済、買いの建て、買建玉の決済がされて、売りの建てはない。

金については、同年2月14日に売りを建てた後、同月15日に全ての売建玉を決済して、売建玉0枚、買建玉0枚となり、同月18日及び同月20日に買いを建てた後、同年3月12日までに全ての買建玉を決済して、売建玉0枚、買建玉0枚となり、同年4月5日に売りを建てた後、同月15日に全ての売建玉を決済して、売建玉、買建玉ともに有しなくなった。

(3) 原告は、平成26年7月、ローズ・コモディティ株式会社の担当者からの電話を契機として、同社との間で商品先物取引についての契約を締結し、同月15日に100万円を入金し、その後、白金についての先物取引を行った。

3 取引の違法性等（争点(1), (2), (4)）について

(1) 商品先物取引は、相場の変動によって委託者に大きな損失が発生する可能性がある取引であるところ、先物取引の仕組みの複雑性や相場の変動の要因の多様性等から、一般の委託者が有する通常の知識や経験では、取引の当否等について、適正な判断をすることができない場合もある。そこで、商品先物取引の専門家である商品先物取引仲介業者及びその従業員（以下、単に「業者」という。）は、信義則上、一般の委託者が取引を行うに当たり委託者に対して取引の助言、提案等をする場合には、委託者のために、委託者の知識、経験、資産の状況、先物取引に対する態度等に応じた適切な提案等をする義務を負い、これに反する行為は、不法行為法上、違法となると解するのが相

当である。

- (2) 原告は、製造業の工員として勤務した後、████████店のオーナーである。先物取引をするのは本件取引が初めてであり、先物取引についての格別の知識、見識を有していたとは認められないし、また、本件取引を始めて以降、先物取引について特別の情報の収集や知識の習得等がされたことを認めるに足りる証拠はない。
- (3) 原告は、取引の最後の時期を除き、被告フ社の魚野からの提案に従って取引をしていた（前記1(21)）。また、魚野においても、取引の最後の時期を除き、原告は魚野の提案に従って、そのまま取引をすることを認識しながら、原告に対し取引の提案をして、その提案のとおりに原告が実際に取引をしたと認められる。
- (4) 本件取引の内容は、別紙建玉一覧表1及び2の該当欄記載のとおりであり、また、その一部は、前記1(8)ないし(12), (19), (20)に記載したとおりである。
- ア 本件取引は、平成24年10月30日に最初の取引が行われ、原告が弁護士に相談するようになり、新たな取引を控えるようになった平成25年5月8日での6か月強の間に、白金、金の先物取引について、頻繁に売買がされた。本件取引において、白金の取引の手数料は合計969万1802円（消費税相当額込）、金の取引の手数料は合計600万2329円（同）で、これらの手数料の合計は、1569万4131円となる。なお、売買による損失は、白金について609万円余りであり、金について1034万円であった。
- 原告は、もともと投資可能金額を700万円とし、資産を3000万円未満として取引を開始したのであり、これらの金額に比して、上記の手数料の額は非常に大きなものとなっている。原告は、段階的に投資可能金額を挙げて、最終的にこれを3500万円としたのであるが（前記1(17)）、これと比較しても、上記手数料は相当の割合であるといえる。



イ 白金の取引についてみると、平成24年10月30日に買いを建てることによって取引が始まった。その後、同年11月下旬頃までの間ににおいて、同年11月8日に売りを16枚建ててそれを翌日に決済したことがあったほか、買いを建てることと買建玉の決済を、繰り返し行って、この一連の取引が同じ日のうちにされることもあり、数日の間にされることも多かった。また、同年12月及び平成25年1月にも、買いを建てることと買建玉の決済が数日の間にされたこともあった。

ウ 平成25年2月15日以降の白金の取引についてみると、原告は、同年2月21日に売りを建てた両建をして、売建玉と買建玉を有することとなつたが、その後、全ての売建玉を決済することと、新たに売りを建てた両建とを繰り返し、その一連の取引は、いずれも数日のうちにされた。

エ 金の取引についてみると、原告の取引が平成24年10月30日に白金について開始された後、平成24年11月6日、魚野は、金の売りを建てることを提案して、原告は金の売りを建てたが、同月9日には、買いを建てた両建をした。そして、同月12日には全ての売建玉と買建玉を決済した。その後、同年中を通じて、多数の取引を行い、同じ日のうち又は数日の間のうちに、両建と売建玉又は買建玉の全てを決済することを繰り返した。平成25年に入ると、同じ日のうち又は数日の間のうちに、売り又は買いを建てた上で、その建玉を全て決済する事が多くあった。

オ 上記イないしエを通じてみると、本件取引においては、取引の当初から、白金については、同年11月下旬頃まで、買いを建てることと買建玉の決済を同じ日又は数日の間にすることを繰り返し行い、金については、同年中にわたり、両建と売建玉又は買建玉の全ての決済を同じ日又は数日の間にすることを繰り返したといえる。平成25年に入ると、同年2月中旬以後、白金について、全ての売建玉の決済と売りを建てた両建を数日の間にすることを繰り返し行った。また、金については、建てることと建玉の決

済を短期間の間にすることも多かった。

これらの取引は、いずれも、魚野が、日本やニューヨークの白金市場、金市場の値動きを伝えて、原告に取引を提案することでされたと認められる。

原告は、本件取引と重なる時期に豊商事においても先物取引を行っていたが、両建をしていないし、当然、両建と売建玉又は買建玉の決済を繰り返すことなどもなかつた。

(5) 前記のような原告の知識、経験に加え、原告が魚野の提案に従ってそのまま取引をしていたという関係に照らし、魚野は、取引の提案等をするに当たっては、原告の利益のために適切な取引を提案すべきであったといえる。

そして、本件においては、取引ごとに相当の手数料がかかること、本件取引の当初は被告フ社の担当者は白金の産金コストとの関係で当時の値段が安いと考えていたと説明していて、その説明を前提とすると原告について頻繁に買建玉の決済とその後の買いを提案する理由も明らかでないこと、原告において利益を確定するための取引をしなければならない事情はなかつたことなどの事情がある。そして、魚野は、その陳述書等の内容からも、提案の頻度からも、日常的ともいえる日々の市場の動きを理由として取引の提案をしていたことが多いと認められる。被告フ社が原告に交付した書面において、建玉が損勘定になった場合において、相場の動向が不透明で様子を見てみたいと思ったときの対処方法として、両建が説明されているところ(前記1(6))、両建は、損切り決済と比較すると、その時点において損失を直ちに現実化、確定させないものではある。しかし、前記のとおり、本件では、短い間隔で両建の解消と新たな両建が繰り返し行われた。これは魚野の提案に基づくと認められるが、これらも、その頻度等からも、日常的ともいえる日々の市場の動きを理由としてそれらの取引の提案をしていたといえる。本件において、そのような理由により上記のような内容の取引を行ったことの合理性を認め

るには足りないし、また、原告もそれら取引の合理性を理解していたと認め
るには足りない。

そして、上記の事情に、本件取引の頻繁さや取引の内容を考慮すれば、被告フ社の担当者は、取引の当初の段階から、手数料を得ることを主な目的として、本件取引についての各提案、勧誘をして、これに基づき本件取引がされたと認められる。そして、その提案の内容と前記のような原告の知識、経験、原告の対応等に照らし、上記の目的をもってされた被告フ社の担当者による提案は、全体として違法と評価するのが相当である。

また、原告が不当に多くの手数料を負担することになる提案は、不合理なものであるといえるところ、被告フ社の担当者は、そのことを説明したとはいえず、当該取引について適切な説明をしたとはいえないし、また、そのような取引が原告の意向に沿ったものとはいえず、この点からも、本件取引については、違法性がある。

(6) 被告らは、本件取引は原告の意思と判断の下に行われたものであり、不合理な取引ではないと主張し、また、原告に対して、商品先物の仕組みや危険性について説明したと主張する。

本件取引については、原告が、本件取引を行うことを認識していたこと、また、本件取引が原告の了解の下に行われたことは認められる。また、被告フ社の担当者等は、先物取引のリスクそのものについては説明をしており(前記1(6), (7))、前記1(1)及び2に記載の原告の経歴、資産状況等に照らしても、原告に対して先物取引を勧誘すること自体が原告の意向、実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を勧誘したとはいえない余地がある。

しかし、前記のとおり、業者は、顧客に応じた適切な提案を行う義務等があるところ、前記(5)に述べたとおり、本件でされた取引の内容等に照らし、本件においてされた取引の提案は、違法なものであり、また、原告が、本件取引について、前記に述べたような不合理さを理解しながらあえて行ったと

は認められない。

したがって、被告らの主張は採用することができない。

(7) 以上に照らせば、本件取引においては、全体として、被告フ社の担当者による違法な取引の提案があるといえ、被告フ社は、使用者として、それら違法な行為に基づいて原告が被った損害である本件取引による損失を賠償する責任を負う。また、被告フ社は被告岡藤に所属する商品先物取引業者であるから、被告岡藤も同額の損害を賠償する責任を負う。

4 断定的判断の提供（争点(3)）について

原告は、本件において、断定的判断の提供があったと主張する。

しかし、被告フ社の担当者が、生産コスト等を述べることやそれに基づく見通しを述べたとしても、被告フ社の担当者等は、先物取引で損失が生ずることなども説明している（前記1(6), (7)）。また、原告は、先物取引の対象が白金であること、それまでに値動きがある投資をした経験があること（前記2(1)）、被告フ社の担当者の説明などによって、白金の値段が種々の要因により変動することや、その値動きによっては損失が生ずることも十分に理解していて、その上で本件取引を開始したと認められる。

被告フ社の担当者の説明について、不法行為法上、違法な断定的判断の提供があったと認めるることはできず、原告の主張は採用することができない。

5 不招請勧誘（争点(5)）について

原告は、被告フ社の担当者が、平成24年10月24日又は同日と同月23日、原告に対して通常の先物取引について、「不招請勧誘」を行うという違法行為を行った旨主張する。

しかし、原告は、平成24年10月24日、被告フ社の管理部の従業員からの問合せに対して、被告フ社の従業員の行為に問題がなかった旨を答えたほか（前記1(5)），その後も、自らが行っているのが通常の先物取引であることを理解しながら、通常の先物取引を行ったと認められ、原告は、自ら行おうとし

ているのが通常の先物取引であることを理解した上で、本件取引を始め、その後も、通常の先物取引であることを認識して、本件取引を行った。原告が通常の先物取引を行うこと自体は、原告の意向、財産状況に照らせば、問題があったとは認められない。これらに鑑みると、本件取引の開始に当たり被告フ社の担当者がした行為について、不法行為法上の違法性を有するものとは認められない。

よって、その他の点を判断をするまでもなく、この点についての原告の主張には理由がない。

6 損害額（争点(6)）について

(1) 前記のとおり、本件においては、被告フ社の担当者による違法な取引の提案、勧誘があり、それに基づいて、本件取引がされたとするのが相当である。そうすると、原告は本件取引によって損失を被ったところ、この損失は、原告は被告フ社の担当者の違法な行為によって発生した損害といえる。

原告は、本件取引において、委託手数料として支払った1569万4131円（消費税相当額込み）と売買による損失の1643万2000円の合計3212万6131円の損害を被った。

(2) 原告は、本件取引において、報告書や残高照合通知書を受け取っており（前記1(21)）、委託手数料の額を含めて取引の内容を事後的にも確認していた。

原告は、その経験や前記2に記載した経験からも、先物取引に対する一定の理解力があり、各取引に先立ち、その取引の内容自体は理解した上で、その取引を行ったといえる。原告の意向に反して被告フ社の担当者が取引を強く提案、勧誘して取引がされたことを認めるに足りる証拠もない（原告は、取引に消極的になった最後の時期には、提案、勧誘があつても取引をしていない。前記1(21)）。そして、本件において取引の損失が拡大した一因は、平成25年2月14日の値段の急落前に白金について多くの買いを建てていたことにあるところ、白金について多くの買いを建てるここと自体は、原告も、そ

の内容を理解しながら、より多くの利益を得ることを企図して行ったものといえる。

これらを考慮すると、損害の公平な分担の観点から、原告が被った損失のうち3割は、原告に責任があると扱うことが相当である。

(3) 原告は、被告らによる勧誘の違法性が重大であり、明確であること、被告らによる頻繁過当売買、手数料稼ぎのための違法な勧誘は、組織的、計画的、確信的に行われたことなどからすると、本件で過失相殺をすることは許されない旨主張する。

しかし、本件において、前記(2)に述べた事情に照らすと、本件の損失が生じたことについては、原告にも一定の落ち度があると言わざるを得ず、原告の上記主張は採用することができない。

7 まとめ

前記のとおり、被告フ社の従業員の違法な行為によって原告が被った損害は、3212万6131円である。上記のとおり、その3割については、過失相殺又はその趣旨に照らして、控除するのが相当であり、同控除後の金額は、2248万8291円となる。

事案に照らして、弁護士費用としては、225万円が相当である。

そうすると、被告らは、原告に対し、連帶して2473万8291円及びこれに対する、不法行為日後である平成25年6月17日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

よって、主文のとおり、判決する。

大阪地方裁判所第12民事部

裁判官 柴田義明